

## 新型コロナウイルスの追加対策に係る保健大臣のステートメントについて

令和 2 年 3 月 1 6 日  
在ザンビア日本国大使館

14日、チルファ保健大臣は、新型コロナウイルス対策に関し、追加の対策を実施する旨のステートメントを急遽発表したところ、概要以下のとおりです。在留邦人の皆様、これからザンビアに入国される方々におかれましては、これらをご確認の上、規則を遵守いただきますようお願い申し上げます。当館HP及びFBをご確認下さい。

### 【ポイント】

●ザンビアでは新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の症例は記録されていないが、保健省及び国立公衆衛生研究所(Zambia National Public Health Institute, ZNPHI)は、現在も監視を続けており、政府は、保健省と協力してこれまで様々な対策を実行してきた。

●今般、差し迫った脅威に対し更なる監視、準備、予防措置を強化するため、公衆衛生法第295条に基づき、保健大臣として以下2つの法令に署名して、同法令は即時施行される。

①COVID-19感染症を「届け出義務のある感染症(a notifiable disease)」に指定する。

②同感染症を制御するための追加対策を実施する。

### 【本文】

1. 2019年12月31日に中国湖北省武漢市で報告されたCOVID-19感染症は、WHOによってパンデミックが宣言されるに至り、その蔓延のリスクは世界的に「極めて高い」と認定された。

3月13日現在、世界の症例数は134,787名(死者4,984名を含む)、中国だけで80,814名の症例が確認されている。

イタリア、イラン、韓国、スペイン、フランス、ドイツ、アメリカ及びいくつかのヨーロッパ諸国で感染者が急増し、アフリカ大陸では15ヶ国で156症例(死者3名含む)が報告されている。

2. ザンビアにおいては未だ症例は記録されていないが、当局は監視を強め、28件の警戒事例につき調査を実施した。

これに加え、29,000人以上の旅客が過去1ヶ月間で国際空港におけるスクリーニングを受け、ハイリスク地域(※国名の指定無し)から到着した2,300人の旅行者が特定され、14日間の追跡調査を受けている。

政府がこれまで実施している対策は以下のとおりである。

(1) 国立公衆衛生緊急オペレーションセンター(National Public Health Emergency Operations Center, PHEOC)を立ち上げ、準備・監視・対応の各段階で調整にあっている。

(2) 全ての国境ポイントにおいて監視を行い、国際旅行者全員にスクリーニングを実施し、ハイリスク国(※国名の指定無し)からの渡航者に14日間の追跡調査を実施。

(3) 感染拡大を制御するための隔離施設を全国郡レベルで指定。

(4) COVID-19の検査機関をザンビア大学附属教育病院(UTH)ウイルス学研究所とザンビア大学医学部に設置。

(5) 感染予防のための備品(PPEを含む)調達。

(6) メディアによる啓発活動の強化。

(7) コールセンターの設置。

(8) 医療従事者、移民局、税関、国境職員等への特別訓練の実施。

(9) COVID-19対策緊急基金の設立。

3. チルファヤ保健大臣は、更なる予防と感染拡大の抑制のため、公衆衛生法第295条に基づき、以下の追加措置の施行について署名した。

① COVID-19感染症を「届け出義務のある感染症(a notifiable disease)」に指定。

②同感染症を管理・制御するため以下の追加措置を即時実施する。

(1) COVID-19感染症の疑いがある人の保健省当局への届け出を義務づけ。

(2) ハイリスク地域(※国名の指定無し)からの全ての渡航者に最低14日間の検疫(quarantine ※具体的な内容無し)を義務づけ。

(3) COVID-19の疑わしい及び確定した事例に関しては強制隔離。

(4) 診断のための全ての関連する検体の収集及び管理の義務づけ。

(5) COVID-19に関連して公衆衛生上の脅威を与え得るいかなる施設も閉鎖。

(6) 全ての公共施設(ショッピングモール、市場、レストラン、教会、学校、オフィス等)において手洗いと手指消毒用設備の設置を義務づけ。

(7) (6)の施設に高水準の衛生基準の遵守を義務づけ。

(8) 学校長、教会指導者、雇用主、地域のリーダーによるCOVID-19予防活動への参画を義務づけ。

- (9) 学校、オフィス、教会等での個人間の濃厚接触(握手、ハグなど)の制限。
- (10) 咳やくしゃみ等の呼吸器疾患症状を呈している人がいる時には、これらの人とは最低1mの距離を保つことを推奨。こうした症状を持つ人は自宅待機し、公衆との接触を避ける。
- (11) 不要不急の公開集会の制限。
- (12) 不要不急の外国旅行の制限。
- (13) 周囲の清掃の徹底、衛生環境の保持。
- (14) 国際トラック及びバス運転手等の検査の義務化。
- (15) 空港、港、駅の管理強化。
- (16) 乗用車の運転者、航空機、船舶等の操縦者の検査の義務化。

4. 上記規則に従わない場合は、法令違反を構成し、規則に定められた罰則を受けることとなる。

#### 【参考】

##### ■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

##### ■世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届 (3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

#### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館 領事警備班

+260-977-77-1205

+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (停止)